

ふれあい市民農園入園者心得

ふれあい市民農園（以下「農園」という。）は、土地所有者の善意のご協力のもと、大村市民の皆様に「野菜や花」の栽培と収穫を楽しんでいただくことを目的としています。

農園の利用にあたっては次の事項をお守り下さい。

- 1 農園で栽培できる作物は、「野菜」及び「草花」に限ります。
- 2 耕作に際しては、既存の農地の形状を変えないようにして下さい。
- 3 農園を他の者に転貸することや、営利を目的とした利用はできません。
- 4 入園者は、その入園する農地に関し、借地権、永小作権など農地使用上の一切の権利を要求できません。
- 5 入園に際しては、他の入園者及び第三者の迷惑とならないように十分管理して下さい。
- 6 農園周辺の私有地への無断での立ち入り及び開墾はしないで下さい。
- 7 病害虫が発生した場合は、隣地の農地に広がらないように、速やかに防除をして下さい。
- 8 農園で使用する農機具類は備え付けていませんので、各自ご持参下さい。
- 9 農園内には、農機具小屋・倉庫などの工作物は設置できません。
- 10 次に掲げる場合は、土地所有者及び大村市農林水産振興課はその責任を一切負いませんので、各自の責任において対応下さい。
 - (1) 農機具、衣類、その他の所持品や農園内の作物等が盗難及び損傷した場合。
 - (2) 農園内で事故が発生した場合。
 - (3) 自然災害及び有害鳥獣等による被害を受けた場合。
- 11 良好な農園環境を維持するために次の事項を遵守して下さい。
 - (1) 各自の区画及びその周辺（あぜ道、のり面）の雑草刈取りを行って下さい。
 - (2) 作物収穫後の残渣物の適正な処理を行って下さい。
 - (3) 農薬、肥料などの容器等は農園に放置せず持帰るようにして下さい。
- 12 退園するときは
 - (1) 耕作されていた作物は、全て取除き、原状に戻して下さい。
 - (2) 原則として退園期日の1カ月前までに、解約届を記入のうえ、大村市農林水産振興課農業経営室(Tel.53-4111 内線 252)まで届け出て下さい。